平成２５年（フ）第１６１５号
名古屋市守山区小幡宮ノ腰２番３号　小幡宮ノ腰住宅505号、従前の住所名古屋市名東区引山３丁目605番地　コーポニュー引山207号
債務者　前田はるか
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７６号
神戸市灘区篠原伯母野山町３丁目12番２号
債務者　稲垣昭美子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5011番地１　天神丘団地６－106、前住所鹿児島県曽於市大隅町岩川2214番地
債務者　福元　信子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３４６７号
大阪府大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番39－403号
債務者　結城　良美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９６号
大阪府豊中市曽根東町２丁目７番28－103号
債務者　牧田　厚子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９９号
大阪府箕面市小野原東３丁目４番Ａ－103号
債務者　小矢田暁子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１０号
大阪府高槻市高西町25番11号
債務者　政岡　富子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３５号
大阪府豊中市南桜塚４丁目12番35－301号
債務者　名倉千賀子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６９４号
大阪市東成区深江北１丁目１番３号　深江橋プラザ504号
債務者　陽川　泰成
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７５１号
大阪府東大阪市上四条町26番30号101
債務者　小林佐智男
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０８号
大阪府吹田市南正雀１丁目18番７号、前住所大阪府吹田市末広町15番５号
債務者　岡本　典子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１１号
大阪市平野区瓜破西１丁目10番29－107号
債務者　池田　嘉一
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１２号
大阪市平野区喜連西４丁目４番34号　シャーメゾン初日102号
債務者　小牟禮隆人
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６４号
大阪府高槻市津之江町２丁目８番11号
債務者　横田　茂久
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６８号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目22番４号　ＧＲＡＮＤ　ＪＥＴＥ　208号
債務者　デト電化こと　大山　邦夫
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８８７号
大阪市天王寺区大道４丁目３番20－802号、前住所大阪市東住吉区桑津１丁目９番５－903号
債務者　森　　茂男
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９５号
大阪府枚方市三栗１丁目１番15号
債務者　松尾　一美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部